

# 史跡咸宜園跡保存活用計画書 （概要版）

2024年  
大分県日田市教育委員会



咸宜園絵図（上段：明治16年小栗布岳画〔善教寺蔵〕、下段：大正2年長岡永郵画〔公財廣瀬資料館蔵〕）

## ■ 史跡の概要

咸宜園は、文化14年（1817）、豊後・日田の儒学者であった廣瀬淡窓が創設した漢学を学ぶ私塾（学問塾）です。その教育の特徴は、身分・年齢・学歴を問わず、塾生を受け入れる『三奪法』による平等主義や、塾生の毎月の学業成果を評価し、序列化した『月旦評』による徹底した実力主義などの独自の教育システムと、さらに塾の生活ルールである『規約』や共同生活の役職分担『職任制』などの教育環境の整備があげられます。こうした教育法が全国に広く知られ、遠くは東北地方から入塾する者もあり、10代にわたる塾主交代を経ながら、明治30年（1897）の閉塾までに5,000人を超える門下生を輩出しました。

史跡は、街道を挟んで西側（西家）と東側（東家）に分かれ、嘉永年間には大小15棟を超える建物が敷地内に存在していました。しかし、現在は東側の秋風庵（居宅）や遠思楼（書齋）のほか、閉塾前に建てられた書蔵庫などわずかな建物が往時の姿を今に伝えています。

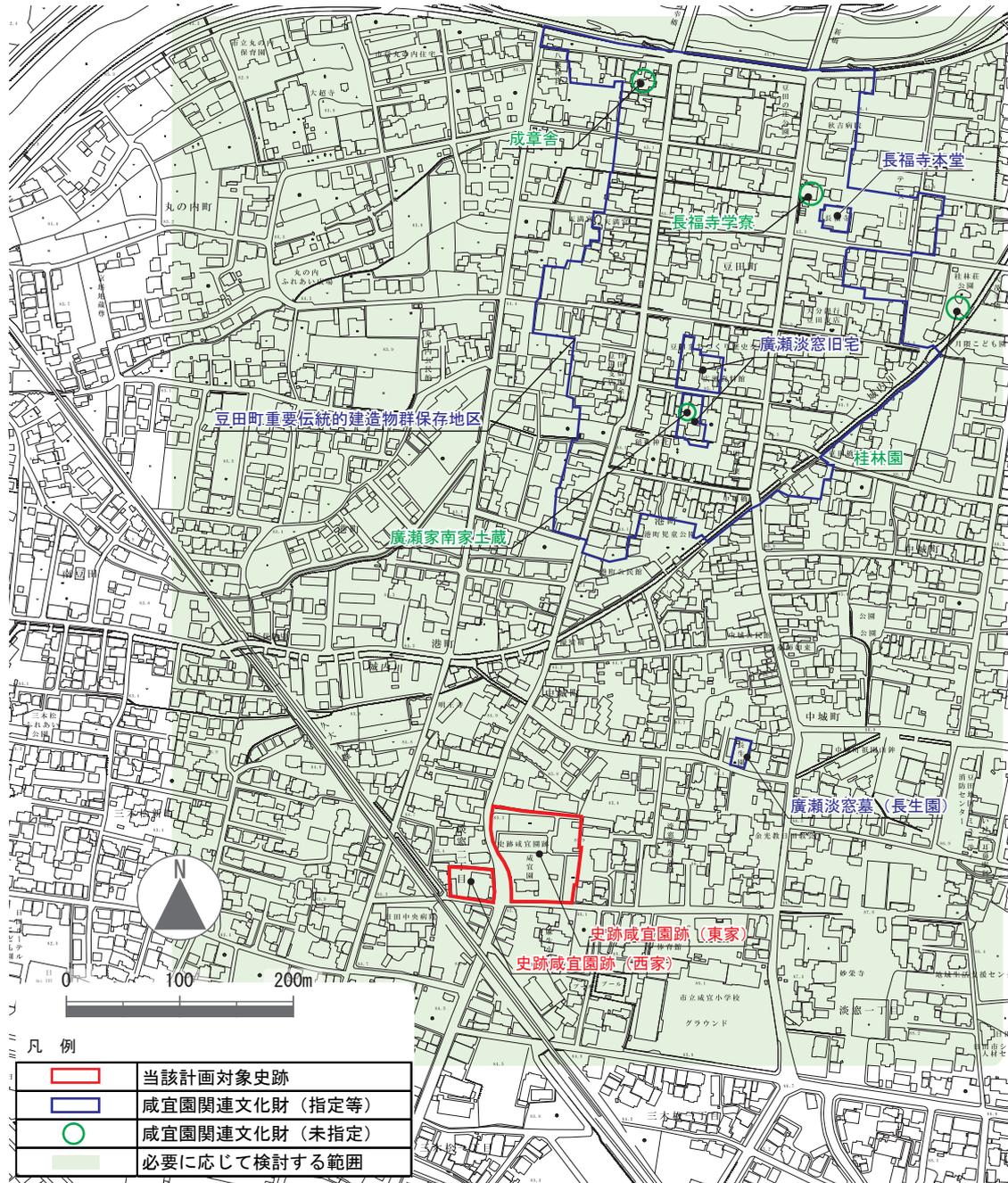
## ■ 計画の目的

史跡の現状と課題や本質的価値を把握し、望ましい将来像を明確にし、次世代に確実に伝達するため、その適切な保存と活用の方針や方法を示すことを目的として、令和6年3月に策定しました。

また、本計画の実施期間は、令和6年4月1日～令和17年3月31日（令和6年度～令和16年度末）までとし、その後は状況に応じて見直すこととしています。

## ■計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、史跡の指定範囲だけではなく、史跡を理解する上で重要と考えられ、かつ史跡の環境保全上必要と思われる周辺の区域を含みます。



計画対象範囲

## ■指定概要

名称：咸宜園跡  
 所在地：大分県日田市淡窓2丁目 94-3  
 99-1、100-1、100-2、296-1、296-2  
 指定面積：6,647.85㎡  
 （東側：5,519.80㎡、西側：1,128.25㎡）  
 指定年月日：昭和7年7月23日  
 （文部省告示第191号）

### 【沿革】

- 昭和7年(1932) 国史跡指定
- 平成4年(1992) 「史跡咸宜園跡保存整備基本構想」策定(平成4年度)発掘調査開始(～平成15年度)
- 平成5年(1993) 秋風庵・遠思楼ほか保存修理工事(～平成12年度)
- 平成13年(2001) 史跡東側の公有化が完了
- 平成19年(2007) 書蔵庫保存修理工事(～平成21年度)
- 平成21年(2009) 史跡地内の環境整備工事(～平成26年度)
- 平成22年(2010) 咸宜園教育研究センター(ガイダンス施設)開館
- 平成27年(2015) 日本遺産認定
- 平成29年(2017) 史跡西側の公有化完了
- 令和30年(2018) 史跡西側の発掘調査(～令和2年度)



### ①保存（保存管理）の課題

- ・歴史的建造物の定期的な点検と計画的な保守・管理ができるシステムを検討。
- ・樹木の適宜剪定や伐採。
- ・未整備の西側の価値の顕在化。
- ・史資料の翻刻・現代語訳版の刊行、整理及びデジタル化、調査・研究の継続。

### ④運営・体制の課題

- ・行政主体の管理だが、今後は市民及び地域住民、関係団体などと行政の協働で史跡の保存活用に取組む体制の強化が必要。
- ・西側と東側で一体的に管理運営行う運用体制の整備が必要。
- ・豆田町や他の関連史跡の包括的な視点からのより一層の連携が必要。

## ■史跡咸宜園跡の望ましい将来像

### 【大 綱】

# 現代に甦る「咸宜園」

咸宜園時代から残る歴史的建造物や地下遺構を適切に保存管理するとともに、失われた建造物等の顕在化を図り、私塾咸宜園の教育を伝える場所として活用し、後世に継承します。

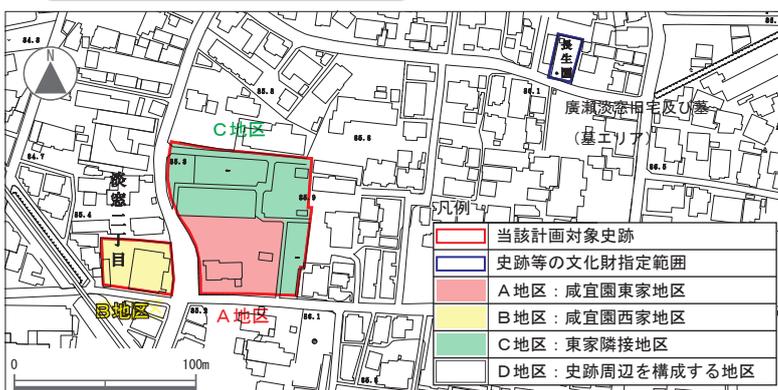
### ②活用の課題

- ・非公開となっている建造物や資料の積極的な活用の検討。
- ・史資料の公開活用による史跡の価値の普及啓発。
- ・若年層や壮年層に対する啓発活動。
- ・ガイダンス機能面等の動線の整理を行う。
- ・塾跡としての咸宜園を効果的に理解するための活用コンテンツの開発。
- ・市道を横断する東西両側を活用するための整備手法等の検討。
- ・史跡に関連する文化財群とともに、史跡を一体的に活用する手法の検討。

### ③整備の課題

- ・歴史的建造物の修理・修復等を周期的なサイクルに基づいて行うことと史跡内に本来所在しない建物の取扱いについて検討が必要。
- ・史跡内設備で、劣化や利便性が悪いものについては修理・修復や再整備等の検討。
- ・史跡内で起こる可能性のある犯罪に対する抑制について対策を検討する必要。
- ・西側の物理的及びデジタル的な復元方針や残存する井戸跡の整備方針の検討。
- ・東側と西側で一体的な活用が可能な設備やソフトの整備を検討。

## ■地区区分



- A地区・・咸宜園東側の歴史的建造物が残る塾の範囲（東家）
- B地区・・咸宜園西側の近年公有化されて未整備の塾の範囲（西家）
- C地区・・咸宜園東側の塾に隣接する畑などが広がると想定される範囲
- D地区・・史跡指定地外に該当する範囲

## ①保存（保存管理）

### ○基本方針

本質的価値に基づき特定した個別の諸要素について、確実な保存（保存管理）を行います。

### ○方向性と方法

(1). 地区ごとの保存管理の方法設定と現状変更などに対して適切な管理

[A 地区] 既整備で、歴史的建造物等が残っているため、本質的価値の保存と維持管理に努め、経年劣化などに応じて随時環境整備を行います。史跡景観を構成する庭園に関しては、歴史的建造物等の適切な保存に留意しながら、適宜剪定や伐採などを行います。

[B 地区] 咸宜園が最初に開かれた範囲だが、未整備で建造物等は残っていないため、本質的価値の保存に努めながらも、史跡の顕在化のために積極的に環境整備を行います。

[C 地区] 既整備のため、本質的価値を構成する諸要素の保存に留意しながら、施設の維持管理に努め、経年劣化や必要に応じて随時環境整備を行います。樹木類については、適宜剪定や伐採などを行います。

[D 地区] 必要に応じて保護の施策を検討し、ガイダンス施設を中心とし、関連文化財群と連携した景観保全について検討します。

(2). 本質的価値や魅力をさらに深化させるための調査・研究の計画的に実施

## ②活用

### ○基本方針

「咸宜園跡」の確実な保存を前提に、本質的価値の理解を深めていくための情報発信を行い、適切かつ積極的な活用を図ります。

### ○方向性と方法

(1). 積極的な活用の促進

- ・非公開の歴史的建造物や史資料などの積極的な公開活用を図ります。
- ・西家側の整備に併せて見学動線を整理し、失われた歴史的建造物をVRやARといった情報発信ツールを活用して史跡の顕在化を図り、史跡を効果的に理解するための多言語化やICTを活用したコンテンツの整備や新たなプログラムの開発を行います。

(2). 教育活動での活用の促進

- ・教育や淡窓の思想など学校教育の場で伝えるよう、総合学習のカリキュラムに組み込みます。
- ・高等学校の探究学習のテーマに採用されるよう周知を行います。
- ・関係機関と連携して体験学習や講座等を通して普及啓発を図ります。
- ・市内小学生による「日本遺産子どもガイド」を養成し、ガイドを実施するとともに、ガイドを経験した子どもたちの郷土愛の醸成につなげます。

(3). 地域資源としての活用

- ・地域の憩いの場やシンボリック施設としての活用を促進するよう情報発信やイベントを行います。
- ・日本遺産の構成文化財や観光資源と連携し、史跡巡りなどの観光ルートや解説イベントなどの開発などに取り組みます。
- ・日本各地にある近世日本の教育遺産に関連する文化財との積極的な連携を図ります。

### ③ 整備

#### ○基本方針

本質的価値の確実な保存や本質的価値の理解に必要な整備を行い、往時の咸宜園の姿を目標とした整備を進めます。

#### ○方向性と方法

##### (1). 史跡の保存に係る整備

- ・歴史的建造物の保存に必要な整備を行い、経年劣化等に応じた適切な修復や防災や維持管理上必要な施設を整備します。
- ・地下遺構の保存に必要な被覆保護層を設けた造成を行い、地下遺構を損傷することのないように復元遺構表示を実施します。

##### (2). 史跡の活用に係る整備

- ・西家側の井戸跡の復元整備（井戸屋形の復元など）や地上表示などを行います。
- ・デジタル技術を活用した復元コンテンツの提供を検討し、史跡環境の整備を行います。
- ・史跡を適切に公開し、環境や景観に配慮した快適な環境を目指して未整備範囲の公開活用及び管理運営に係る施設の整備を行い、既整備範囲についても更なる利便性の向上を目的とした整備を検討します。
- ・IT技術を活用した解説板やジオラマなどが配置できる空間やVR・ARといったデジタル技術などを整備し、史跡の価値の顕在化を目指します。
- ・道路で分かれている東側と西側やガイダンス施設などの各施設を安全かつ史跡理解に効果的に来訪できる動線の整理を行います。
- ・周辺の関連遺跡の一体的な公開活用促進を図るため史跡探訪ルート of 整備等を検討します。

### ④ 運営・体制

#### ○基本方針

史跡の確実な保存と地域と連携した活用を進めるための運営や体制の構築を図ります。

#### ○方向性と方法

##### (1). 行政組織内の管理運営体制の強化

- ・保存・活用などの主体である咸宜園教育研究センター、技術支援を行う文化財保護課、日本遺産を担当する世界遺産推進室のほか、教育部局や観光部局などの関連する様々な部局と相互連携強化を図ります。

##### (2). 関連団体等との連携と市民参画の促進

- ・豆田町や廣瀬淡窓旧宅及び墓などの関連文化財群の保存団体や所有者などと連携体制を強化します。
- ・史跡の維持管理や運営、調査研究や体験学習プログラム、イベントの企画運営の取組に市民が参画しやすくなるための体制整備を行います。

##### (3). 日本遺産等の広域的な関連施設・資源との連携

- ・日本遺産構成文化財のある自治体との情報共有・発信、イベントの開催などを行い、体制の強化を図るとともに、同種の文化財群の自治体との連携体制を構築します。

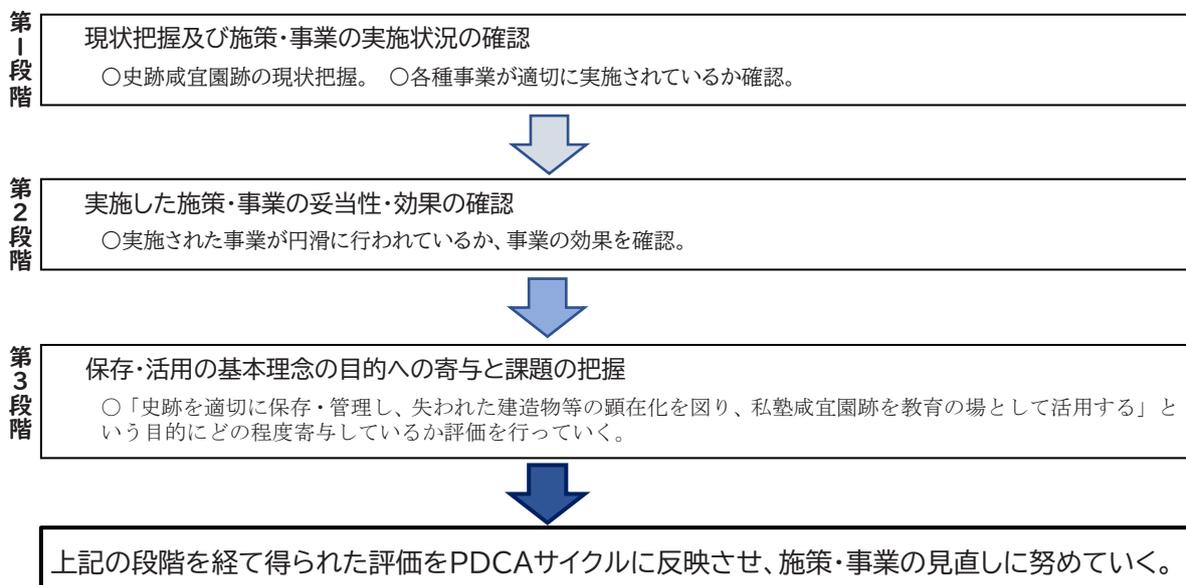
## ■事業実施の検討

事業実施の方向性・方法を具体化するため、実施すべき施策の項目を整理し、それらの実施の道筋・期間等をスケジュールに示します。なお、それぞれの事業期間については、短期整備を5年、中期整備を概ね10年程度、長期整備は概ね10年以上を想定しています。

区分・事業内容		期間	短期整備（～令和10年度）	中期整備（概ね10年程度を想定）	長期整備（概ね10年以上を想定）
保存 （管理）	保存の推進	維持管理	■	■	■
		調査研究の継続	■	■	■
	調査研究の推進	再発掘調査の検討		■	■
活用		積極活用	公開活動の推進	■	■
	デジタル技術による顕在化		■	■	■
	ICT等によるガイダンスコンテンツ強化			■	■
	非公開施設の公開検討			■	■
学習活用	学校教育との連携	■	■	■	
	生涯学習との連携	■	■	■	
資源活用	関連文化財群（日本遺産）との連携	■	■	■	
	市民参画イベントの実施	■	■	■	
整備	保存整備	遺構復元整備（西家側）	■	■	■
		歴史的建造物の修復検討		■	■
	活用整備	環境整備（西家側）	■	■	■
動線整理（施設整備検討）			■	■	
運営・体制	管理運営体制強化	管理運営の維持	■	■	■
		関係機関連携	■	■	■
	市民参画の促進	関連団体連携	■	■	■
		イベント	■	■	■
	広域的な資源連携	ボランティア参画検討		■	■
日本遺産自治体との継続連携		■	■	■	

## ■経過観察

計画に対して日常的・定期的な点検を行うとともに、施策・事業実施後には、各分野（保存、活用、整備、運営・体制）で経過観察を行い、施策・事業の個別的及び全体的な評価を行い、次の施策・事業に反映させていく必要があります。そこで、経過観察は、段階ごとに行い、把握された課題は、計画や事業の進行管理（PDCAサイクル）に反映させ、今後の施策の見直しに努めるものとします。



## ■現状変更の取扱い

原則として、史跡地内で史跡の現状を変更する行為全てが許可申請の対象となります。

※文化財保護法第125条（文化庁許可）、文化財保護法施行令第5条第4項（市教委許可）

### [想定される現状変更行為区分と取扱基準]

- 1) 建造物の新築、増築、改築、改修、移設、除却
- 2) 工作物の設置、改修、移設、除却
- 3) 樹木の伐採、移植
- 4) 切土・盛土などの土地の形状の変更を伴う工事
- 5) 発掘調査等の各種調査、史跡の保存整備

整備や維持管理上必要な修復や整備等については現状変更を認め、樹木の剪定などに係る現状変更についても史跡に影響の無い範囲で認めるものとします。それ以外は原則として認めません。

### [現状変更等の許可が必要でない行為]

以下のア～エは許可不要行為とします。

#### ア 維持の措置

- ・経年変化による小規模な補修など
- ・園路・広場などにおいて、降雨などにより軽微な表土の流出等が発生した場合の原状復旧
- ・台風等の災害により折損した樹木の折枝の伐採及び切口腐朽防止材等の塗布、倒木の伐採及び撤去
- ・病害虫に罹患した数本程度の植物の枯死の場合あるいは病害拡大を防止する場合の伐採、除去

※「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」の第4条に記載されている範囲

#### イ 非常災害のために必要な応急措置

- ・所有者が行う、き損等の未然防止や拡大防止のための応急的な措置

※必要に応じて「き損届」こ（法第120条）を提出

#### ウ 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの

※ウに関しては軽微の判断が難しいものがあることから、市教委と事前協議を行う

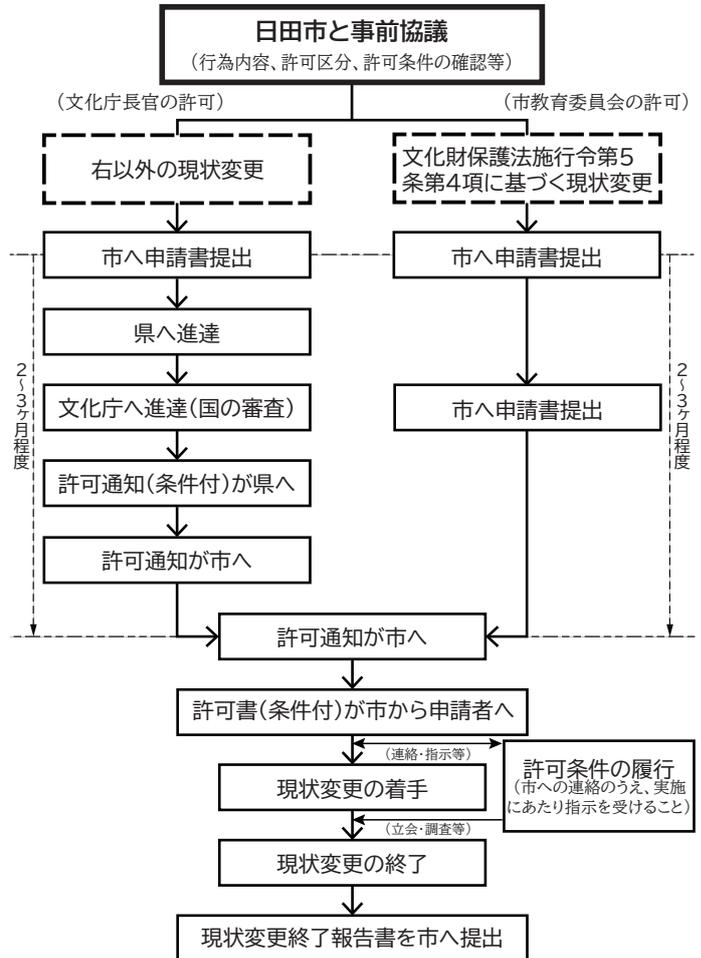
#### エ 維持管理

- ・建物及び工作物の保守管理、建築物の建具、床等の維持管理、障子の張り替え、畳替え

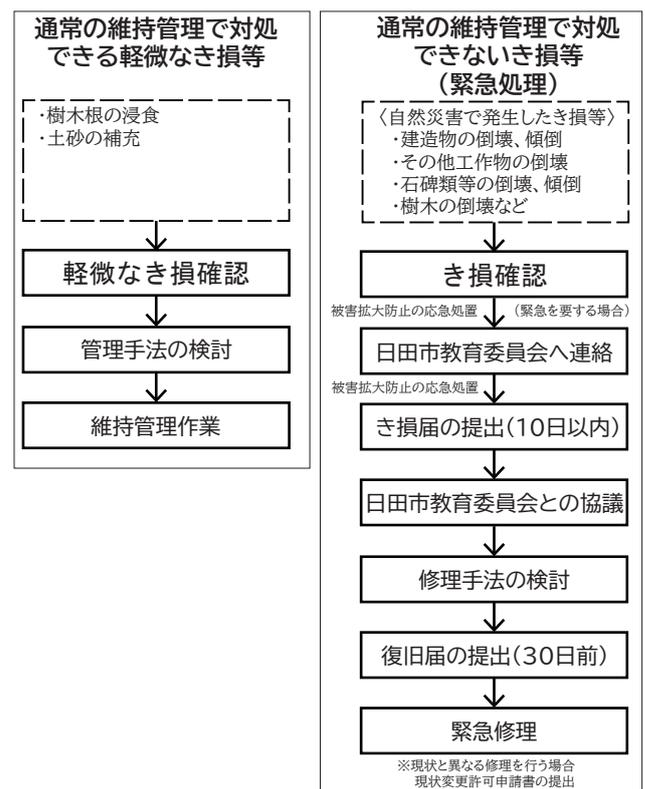
- ・史跡の日常的清掃、除草、定期的草刈、樹木の管理

- ・水路清掃・堆積物の除去、文化財保存活用施設の清掃・補修

※ただし土地の掘削を伴わないもの、概ね2割を超えない範囲での補修に限る。



現状変更手続きフローチャート



毀損手続きのフローチャート